

**改正**

平成26年10月17日条例第65号

平成27年7月23日条例第51号

滋賀県食の安全・安心推進条例をここに公布する。

滋賀県食の安全・安心推進条例

**第1条～第12条 省略**

(高度な衛生管理が行われる工程の認証)

**第13条** 知事は、県内において食品等の製造、加工その他規則で定める行為（以下「製造等」という。）を行う工程であって、その衛生管理（食品等の表示に関する管理を含む。以下同じ。）の方法が危害の発生の要因についての科学的な分析に基づくものその他の高度な衛生管理の基準として規則で定める基準（以下「認証基準」という。）に適合するものを、規則で定めるところにより、高度な衛生管理が行われる工程として認証することができる。

- 2 前項の規定による認証（以下この条から第16条までにおいて「認証」という。）を受けようとする食品等事業者は、規則で定めるところにより、知事に認証の申請をしなければならない。
- 3 認証は、3年を下らない規則で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 前項の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、認証の更新がされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 第2項の規定は、第3項の更新について準用する。
- 6 食品等事業者は、規則で定めるところにより、認証を受けた工程（以下「認証工程」という。）および認証工程において製造等がされた食品等について、その旨の表示をすることができる。

(変更の承認)

**第14条** 認証工程において食品等の製造等を行う食品等事業者（以下「認証工程事業者」という。）は、認証工程について規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。ただし、食品等の安全性を確保するため緊

急を要する場合その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けるいとまがない場合は、事後において、遅滞なく、当該変更について知事の承認を受けなければならない。

(廃止等の届出)

**第15条** 認証工程事業者は、認証工程を廃止したときは、規則で定めるところにより、直ちに、知事に届け出なければならない。

2 認証工程事業者は、認証を辞退しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る認証は、その効力を失う。

(認証の取消し)

**第16条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

(1) 詐欺その他不正の手段により認証工程事業者が認証を受けたとき。

(2) 認証工程に係る衛生管理の方法が認証基準に適合しなくなったとき。

(3) 認証工程事業者が、認証工程の衛生管理に関し、食品衛生法その他の法令の規定で規則で定めるものまたは同法その他の法令の規定による禁止で規則で定めるものに違反したことを理由として行政処分を受けたとき。

(4) 認証工程事業者が、第31条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

**第17条～第30条 省略**

(報告徴収および立入検査)

**第31条** 知事は、第13条から第16条までの規定の施行に必要な限度において、食品等事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、またはその職員に、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、第17条の規定の施行に必要な限度において、食品等輸入事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、またはその職員に、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

あったときは、これを提示しなければならない。

- 4 第1項および第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

**第32条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**付 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

**付 則** (平成26年条例第65号抄)

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。(後略)

**付 則** (平成27年条例第51号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。